

議 事 録

1. 日 時 令和元年6月7日(金) 午後2時00分～
2. 場 所 四万十市西土佐総合支所 会議室 2階
3. 出 席 者

農業委員会事務局

農業委員会事務局長：篠田 幹彦

農業委員会事務局長補佐：吉田 貴浩

農業委員会事務局長補佐：小谷 哲司

農業委員会事務局係長：中山 珠美

事務局：主幹：宮川 昭人

事務局：主幹：室津 康志

事務局：主事：永野 ほのか

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について(1番～6番)

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1番)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番)

第4号議案 非農地証明書の交付について(1番)

第5号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番・2番)

第6号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番・2番)

○ 事務局

只今から「四万十市農業委員会6月総会」を開会いたします。

本日の欠席委員は、議席番号11番の伊勢脇精蔵委員、議席番号19番の畠中温喜委員です。

本定例会は「農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定」により、在任委員の過半数が、出席しなければ開くことが出来ない事となっております。

本日の出席委員数は、19名中17名の出席となりますので、会議は成立しております。

推進委員は、濱田正史委員、田邊次男委員より欠席の報告がありました。

それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第6条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆ 議 長(福留会長)

それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは、議席番号12番 土居忠栄委員と議席番号番13番 清水優志委員にお願いいたします。

◎それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1番について説明(森沢)

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。番号

1. 土地の表示は、森沢 アゾヲノバタ、1337 番、登記地目、現況地目ともに田、面積は 1500 m²、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 50 年の 81 歳の専業農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラックを所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約 2 キロメートルの距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、52a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

2 番について説明（下田）

続きまして番号 2。土地の表示は、下田 下馬越、1214 番 1、登記地目、現況地目ともに畑、面積は 173 m²、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。

譲受人は、農作業暦 10 年の 70 歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と農作業歴 10 年の夫の二人となっております。農機具につきましては、耕運機を所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約 2 メートルの距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、75a ですので問題ありません。

また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

3 番、4 番について説明（安並）

続きまして番号 3 と番号 4 につきましては譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。

番号 3。土地の表示は、安並 大畑ケ、1817 番、登記地目、現況地目ともに田、面積は 161 m²、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。

番号 4。土地の表示は、安並 大畑ケ、1820 番 1、登記地目、現況地目ともに田、面積は 136 m²、他 1 筆、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。

譲受人は、農作業暦 20 年の 43 歳の兼業農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴 42 年の父の 2 人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約 10 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、100a ですので問題ありません。

また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

5 番について説明（鍋島）

続きまして番号 5。

土地の表示は、鍋島 重平山、4593 番 1、登記地目は畑、現況は樹園地、面積は 3065 m²のうち 1002 m²、ほか 1 筆、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 40 年の 59 歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約 8 キロメートルの距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、137a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

6番について説明（安並）

続きまして番号6。

土地の表示は、安並 ドイ、1873番、登記地目は畑、現況地目は田、面積は109㎡、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦70年の89歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦60年の妻と、農作業暦3年の長女の夫の3人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植え機、もみすり機、もみまき機、軽トラックを所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約300メートルの距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、126aですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

13番、清水です。1番について説明します。5月24日譲受人に会い現地調査を行いました。先ほどの事務局の説明どおりです。申請地の状況ですが、現在耕作されている農地で取得後も効率的に耕作していくものと認められます。他の農地も効率的に耕作しており、下限面積も問題ありません。また周辺の農地に与える影響もありません。問題ありませんのでよろしくをお願いします。

◆推進委員の濱田さんは本日欠席ですので、推進委員の意見は省略させていただきます。

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇事務局 畠中委員より問題は無いとの連絡がありました。

◆推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

「3番4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

譲受人は四万十市大屋敷ですので、伊勢脇委員に所有している農地等の現状その他を聞いていただきました。問題は無いとのことでした。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区）

特にありません。

◇東委員（富山・蕨岡地区）

特にありません。

◆議長（福留会長）

「5番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

5番について説明します。5月25日に武井推進委員と譲渡人に会い現地確認と聞き取り調査を行いました。申請地はヤマモモが植わっている果樹園で隣接地もヤマモモが植わっているので、迷惑をかけないよう管理をして行くとのこと。譲受人は水田と柚子をつくっている地域の担い手でもあり、大規模農家ですので問題はありません。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区担当）

譲渡人は私の兄です。間違いだと思います。

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

武井です。25日に山本委員、譲受人と3人で現地確認をしました。全く問題はありません。よろしくお願ひします。

◆議長（福留会長）

「6番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区）

17番尾崎です。5月26日申請地の状況及び本人に会い内容を確認しました。申請地は譲受人所有の土地と隣あっているところで将来的には畦をのけて1枚にして耕作したいようです。今後も耕作をしていくので周辺への影響は無いものと思われまふ。他の農地も効率的に耕作しています。機械も一式所有しており問題は無いものと思ひます。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんまたは推進委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◎続きまして、第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請進達について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1 番について説明（大用）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。

土地の表示は、大用三島241番2登記地目は畑、現況地目は畑、面積52㎡同じく243番登記地目は畑、現況地目は畑、面積82㎡同じく244番登記地目は田、現況地目は田、面積251㎡ 申請者、転用事由は議案書のとおりです。番号1につきましては、5月29日、会長と事務局で現地に向かい、富山地区担当の伊勢脇委員と現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ・2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、太陽光発電施設に転用するという申請です。場所につきましては、富山郵便局前停留所から県道大用大方線を200メートルほど入り、そこから北側方向に50メートルほど行ったところですが、申請地は畑と田ですが、長期間耕作放棄地となっております。隣接する農地の所有者からは転用の同意を得ています。排水に関しましては、雨水処理を地中浸透とし周辺の農地には影響を与えないようにします。施設の周囲はフェンスを設置してイノシシの侵入を防止する計画です。

申請地は、10haの広がりのないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、1番の関係委員さんのご意見をお伺いしますが、伊勢脇委員は欠席となっております。事務局は何か聞いていますか？

◇事務局 伊勢脇委員からは何も問題はありませんと連絡がありました。以上です。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 （福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

◎続きまして、第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1 番について説明（古津賀）

番号1につきましては5月29日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、一般住宅に転用するという申請です。場所につきましては、高知ダイハツ自動車販売から北東方向へ400mほどのところにある農地になります。申請地の東側、西側及び北側は農地でそれぞれ所有者から転用の同意を得ています。南側は幅員6mの市道となっており、農業に与える影響はありません。排水に関しましては、合併浄化槽を経て南側市道の既設側溝へ排水する計画となっております。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

◆ 議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

◆ 議長（福留会長）

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇ 議席番号3番 井上委員（東山地区担当）

29日に現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ありません。以上です。

◆ 議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を言ってから質問をお願いいたします。

◆ 議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆ 議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇ 農業委員

《全員挙手》

◆ 議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

◎ 続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1 番について説明（具同田黒一丁目）

番号1番。土地の表示は、具同田黒 一丁目、87番、登記地目は畑、面積は205㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号1につきましては、5月29日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、具同地区担当の正木委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元

のタブレットの5ページ及び6ページをご覧ください。申請地は具同田黒で、具同保育所から北に約60メートルの場所になります。申請によると、申請地は平成15年月日不詳駐車場として使用、平成30年12月7日家屋番号84番の建物を増築し宅地となり今日に至っているとのことです。

申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

◆議長（福留会長）

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区）

事務局の説明どおりで既に宅地の状態となっていました。非農地証明は適当だと思いますのでよろしくお願ひします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◎続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申請について、四万十市農用地利用集積計画書（案）を策定しましたので、説明いたします。議案書は6ページ、一覧表は6-1ページになります。

1番、2番とも借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。

それでは1番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人1名で議案書のとおりです。

申請地は、具同上北澤4608番 他9筆で、合計面積は2,202㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの7ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は、使用貸借権の設定となっております。

期間は公告日から令和11年6月6日までの10年間となっております。

続いて2番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人1名で議案書のとおりです。申請地は、藤岡竜王乙4596番 他2筆で、合計面積は8,070㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの8ページ

及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は、使用貸借権の設定となっております。期間は、公告日から令和11年6月6日までの10年間となっております。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員(具同地区担当)

この土地については隣同士の土地ですのでまとまった土地です。農業公社が借受人となることは適当だと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員(中村・具同・東山地区担当)

特にありません。

◆議 長 (福留会長)

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号6番 谷崎委員(蕨岡地区担当)

貸付人は最近ご主人を亡くされ、農業が続けられなくなりました。それで中間管理機構を通じてこの土地を維持管理してもらいたい意向です。よろしくをお願いします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇東委員(富山・蕨岡地区担当)

特にありません。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 (福留会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画(案)につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画(案)につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◆議 長 (福留会長)

続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画(案)についてですが、2番につきましては私と谷崎委員に関する案件となりますので、2番の進行は会長職務代理者であります遠地委員をお願いいたします。それでは1番について先に審議いたします。事務局の説明をお願いします。



○ 事務局

第6号議案の農用地利用配分計画案について説明いたします。議案書は、7ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。それでは、議案書の7-1ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。

それでは番号1から説明いたします。場所は四万十市具同字上北澤4608番 他8筆で合計面積は2,202㎡です。右側の貸付先ですが、議案書記載の認定農業者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの7ページ及び前のスクリーンをご覧ください。今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書7-2ページをご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。対象の農地付近で農業経営を行っている借受希望者は上位の2名となっております。最上位の者は現在、該当の農地を耕作しており、また貸付者の意向としましても最上位の者を希望しております。こういった評価を反映し、検討を行なった結果、最上位の者が最適であると判断し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案いたします。

◆ 議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇ 議席番号15番 正木委員 (具同地区担当)

この貸付者は住所が市外ということで借受者は具同地区の人・農地プランにも掲載されている中核農家であり、この方が選定基準の1番に記載もされています。適当と思われますのでよろしくをお願いします。

◆ 議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇ 宮地委員 (中村・具同・東山担当)

特にありません。

◆ 議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆ 議 長 (福留会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆ 議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農用地利用配分計画 (案) につきまして、1番を採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇ 農業委員

《全員挙手》

◆ 議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画 (案) につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◆ 議 長 (福留会長)

続きまして、2番について審議いたしますが、私と谷崎委員に関する案件となりますので、私と谷崎委員は退室させていただきます。

進行は会長職務代理者であります遠地委員にお願いいたします。

～～～ 会長・谷崎委員退室 ～～～

～～～ 遠地委員は会長席へ ～～～

◆議 長（遠地委員）

それでは、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）の2番について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

続きまして、番号2番を説明いたします。場所は四万十市蕨岡竜王乙4596番 他2筆で 合計面積は8,070㎡です。右側の貸付先ですが、議案書記載の農事組合法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書7-3ページをご覧ください。対象の農地付近で農業経営を行っている借受希望者は上位の2名となっております。貸付者の意向としましては最上位の者を希望しております。

こういった評価を反映し、検討を行なった結果、最上位の者が最適であると判断し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案いたします。以上です。

◆議 長（遠地委員）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、地元委員さんのご意見をお伺いします。

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

第1候補の農事組合法人わらびおかは地元の農事組合法人で何ら問題はありません。よろしくをお願いします。

◆議 長（遠地委員）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を言ってから質問をお願いいたします。

◆議 長（遠地委員）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（遠地委員）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、2番を採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。それでは、福留会長と谷崎委員に入ってもらってください。

～～～ 会長・谷崎委員入室 ～～～

～～～ 遠地委員自席へ ～～～

◆議長（福留会長）

続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。

○事務局

・形状変更届の報告

形状変更の届が1件出ておりますので報告いたします。議案書は8ページになります。

変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。それでは報告いたします。番号1、土地の表示は、手洗川 四反田 3591 番、登記地目田、面積は1166㎡、ほか1筆で、申請者は議案書のとおりです。

申請事由は、水田耕作から柑橘類に作物を変更するためとのことです。変更期間は、令和元年5月9日から令和3年5月8日となっております。以上です。

・「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」および「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についての説明

それでは、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について案を作成いたしましたので、説明させていただきます。

本計画や活動については、平成22年より作成しておりますが、平成28年に発出された通知によりまして「毎年度6月30日までに公表することが適当である」ということでもありますので、今回の総会で皆さまの意見をお聞きいたしまして、本市ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、内容についての説明に移りますが、3月にお諮りいたしました「農地利用最適化の推進に関する指針」と重なる部分も多いですので、要点のみ説明させていただきます。

ホッチキス留めにした2種類の書類のうちの「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の方をご覧ください。左上に「別紙様式2」と書いている方になります。この様式2は昨年度、目標をたてました結果を記載しているものです。1ページの「農業委員会の状況」は省略いたしまして、2ページ目「担い手への農地の利用集積・集約化について」説明させていただきます。上から下まで1、2、3、4とありますが、2番目の「平成30年度の目標及び実績について」のところを見てもらいますと、平成30年度の目標としてマル1、25haとしておりましたが、実際の集積面積はマル2、の23.4ha、そのうち新規は17.2haとなっております。

次に下の3の「目標の達成に向けた活動の活動実績」に記載しておりますが、計画のとおり各委員さんが人・農地プランの地域座談会などに参加し、担い手の掘り起こしや担い手の地域内での農地利用について検討されておりましたので記載しております。3ページ以降は次の31年度の目標で触れますし、農地法の点検項目ですので、省略させていただきます。別紙様式2についての説明は以上といたします。

次に「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」左上に「別紙様式1」と書いてある方の説明に移らせていただきます。1ページ目の「農業委員会の状況」は省略させていただきます。

2ページ目の「担い手への農地の利用集積・集約化について」とあるところの、上から2番目の「平成31年度の目標及び活動計画」についての目標とする集積面積ですが、過去3年間の実績を参考に今年度の目標値も昨年同様25haとしております。次にその下3番目の「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」については過去3年間の実績が、28年度は2経営体、29年度は5経営体、30年度は2経営体、となっております。毎年新規参入者の目標は5経営体として目標面積は1人2反として1haとしていますので、ここは昨年同様としております。

次に3ページ目の「遊休農地に関する措置について」ですが、上から2番目の「平成31年度の目標及び活動計画」の解消目標面積ですが、昨年の解消面積は0でありますし、解消が困難な荒廃農地が残っており、大きな解消は難しいと考えられるため、前年同様 解消目標値は1haとしました。

以上で説明は終わります。昨年同様、市のホームページに掲載させていただきます。

◆議 長 (福留会長)

他に何かございませんか。無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

令和元年6月7日

議 長

福留 宣彦

署名委員

土居 忠栄

署名委員

清水 優志